

鎌倉市民有緑地維持管理助成事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、森林の有する公益的機能の維持増進と、将来にわたり良好な緑地を保全するため、土地所有者等が行う民有緑地の維持管理に対し市が助成を行い、民有緑地の保有継続への意欲を高めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例（平成9年7月条例第5号）の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 「民有緑地」とは、緑地のうち、国、地方公共団体その他の公共団体若しくはこれらの者に準ずる者が所有するもの以外の緑地をいう。

(2) 「助成事業者」とは、第4条に規定する助成事業の対象となる維持管理作業を行う民有緑地の土地所有者等で、第8条の規定により助成金の交付の申請をし、第9条の規定により助成金の交付の決定を受けた者をいう。

(3) 「助成事業」とは、助成事業者が第8条の規定により助成金の交付の申請をした際の作業内容をいう。

(4) 「伐採」とは、樹木や竹(以下「木竹」という。)を枯死又は萌芽更新させることを目的として、地際付近で樹木の幹又は竹かんを切除することをいう。

(5) 「剪定」とは、樹木の健全な育成を促進するため、樹木の枝の一部又は全部を切除することをいう。

(6) 「撤去処分」とは、民有緑地の敷地内における倒れた木竹、枯損した木竹又は一時的に積置かれた木竹を当該民有緑地の敷地内から敷地外に搬出することをいう。

(助成対象緑地)

第3条 助成の対象となる緑地は、民有緑地のうち、次の各号のいずれにも該当する緑地とする。

- (1) 森林法（昭和26年6月法律第249号）第2条に規定する森林であること。
- (2) 将来にわたり緑地として保全される土地であること。
- (3) 森林法等の関連法令等に抵触する土地でないこと。
- (4) 急傾斜地法2条に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の防災工事の予定がある、又は工事の要請をしている土地でないこと。

(助成対象作業)

第4条 助成の対象となる作業は、伐採、剪定又は撤去処分のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) その作業内容が、鎌倉市緑の基本計画の施策方針、鎌倉市森林の整備方針及び鎌倉市森林整備計画並びに神奈川県地域森林計画に沿ったものであること。
- (2) その作業内容が、多大な労力や高度な技術を要する等、専門の業者による作業

が必要と社会通念上認められるもの。

(3) その作業内容が、森林法等の関連法令の基準を満たしていること。

(4) 鎌倉市規制宅地等防災工事資金助成制度のほか、他制度による助成を受けて実施する作業ではないこと。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 伐採、剪定又は撤去処分に要した経費（但し、灌木は対象外とする。）

(2) 伐採、剪定又は撤去処分によって生じた廃棄物の搬出、運搬及び処分に要した経費

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、前条の規定による助成対象経費の1/2の額について助成する。とする。ただし、第4項に掲げる区域内においては、助成対象経費のうち250,000円までについては1,000円未満の端数を切り捨てた全額を助成し、250,000円を超える場合は250,000円を超えた分のうちその1/2の額について助成する。

2 前項の規定による助成金は、第8条の規定による交付の申請1件当たり1,000,000円を上限とする。また、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 前項の規定による助成金は、毎年度予算の範囲内において交付するものとする。

4 第1項のただし書で定める区域は次のとおり。

(1) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）

第4条第1項に規定する歴史的風土保存区域

(2) 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第3条第1項に規定する近郊緑地保全区域

(3) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条に規定する特別緑地保全地区

(4) 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例第9条に規定する緑地保全推進地区

5 第1項ただし書の規定は、次の地区を年度ごとに順次対象とする。

(1) 長谷・極楽寺・佐助・御成地区（長谷・坂ノ下・極楽寺・稲村ガ崎・笛田六丁目・腰越・御成町・佐助・笹目町・扇ガ谷・梶原・常盤・山崎・寺分・上町屋）

(2) 八幡宮・山ノ内・今泉地区（二階堂・西御門・雪ノ下一丁目・雪ノ下二丁目・今泉・今泉台・大船・山ノ内・岩瀬・植木・城廻・高野・岡本）

(3) 浄明寺・十二所・大町・材木座地区（浄明寺・十二所・手広・笛田二丁目・鎌倉山・雪ノ下四丁目・雪ノ下五丁目・小町・大町・材木座）

(事前届出書)

第7条 助成金の交付を受けようとする民有緑地の土地所有者等は、市長が指定する受付期間内に民有緑地維持管理助成事業事前届出書（第1号様式。以下「事前届出書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りで

ない。

2 市長は、前項の規定による提出を受けたときは、事前届出書の審査を行い、助成金の交付が適当であると認めた場合、当該事前届出書を提出した民有緑地の土地所有者等（以下「事前届出書提出者」という。）を民有緑地維持管理助成事業助成事業者候補者名簿（第2号様式。以下「候補者名簿」という。）に記載するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果を当該事前届出書提出者に通知するとともに、候補者名簿に記載された事前届出書提出者（以下「候補者」という。）に助成金の交付の申請の受付期間を通知するものとする。

（助成金の交付の申請）

第8条 候補者は、前条第3項の規定により通知された受付期間内かつ助成対象作業の施工前に民有緑地維持管理助成事業助成金交付申請書（第3号様式。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 平面図（作業箇所、区域、内容を明示したもの）
- （2） 土地所有者の承諾書（助成事業者と助成事業の対象となる維持管理作業を行う民有緑地の土地所有者とが異なる場合）
- （3） 現地の写真（作業箇所及び周辺の様子が分かるもの）
- （4） 作業見積書（写）
- （5） 助成の対象とする土地の所有者が確認できる書類
- （6） その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定による助成金の交付の申請は、同一の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）において1候補者につき1件のみ行えるものとする。

3 第1項の規定による助成金の交付の申請は、同一の年度において同一の筆について行うことができない。

4 第1項の規定による助成金の交付の申請は、同一の年度において同一の土地所有者が所有する緑地について行うことができない。ただし、事前届出書の提出の際に同一の土地所有者が所有する複数の緑地を事業実施場所に指定した場合又は市長が助成金の交付を適当であると認めた場合はその限りでない。

（助成金の交付の決定及び通知）

第9条 市長は、助成金の交付の申請があったときは、必要な審査を速やかに行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金を交付することが適当であると認めたときは、民有緑地維持管理助成事業助成金交付決定通知書（第4号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、不適当であると認めたときは、民有緑地維持管理助成事業助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、その旨を当該助成金の交付の申請を行った者に通知するものとする。この場合において、市長は、第1条に規定する目的

を達成するために必要があると認めるときは、助成金の交付に際しての条件を付することができる。

(助成事業者の要配慮事項)

第10条 助成事業者は、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うものとし、特に次に掲げる事項について配慮しなければならない。

- (1) 周辺への安全に配慮した作業方法を選択すること。
- (2) 近隣住民への作業説明を行うこと。

(助成事業の完了及び報告)

第11条 助成事業者は、助成金の交付の決定を受けた年度の2月10日までに当該決定に係る助成事業を完了するとともに、民有緑地維持管理助成事業実績報告書(第6号様式。以下「事業実績報告書」という。)に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 施工業者の領収書等支出を証する書類(写)
- (3) 助成事業の完了を確認できる写真
- (4) 廃棄物の処理伝票(写)
- (5) その他市長が必要と認める図書

(助成事業内容の変更、完了及び報告)

第12条 助成事業者は、交付申請書及び関係図書(以下「交付申請書等」という。)の内容から変更が生じた場合は、当該決定に係る助成事業の完了後、前条に規定する期限までに、事業実績報告書に代わり民有緑地維持管理助成事業変更承認申請書及び実績報告書(第7号様式)に、前条各号に規定する図書及び交付申請時に添付した図書のうち当該変更箇所に係るものを添えて市長に提出しなければならない。なお、作業対象として申請した樹木等を変更した場合は、変更後のものについては助成対象外とする。

(助成事業の中止)

第13条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに民有緑地維持管理助成事業中止承認申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金の交付の決定を受けた民有緑地が助成対象緑地の要件を満たさなくなった場合
- (2) 助成事業者等の変更又は死亡により助成事業の継続が困難になった場合
- (3) 災害その他の事情により助成事業の継続が困難になった場合

2 市長は、前項の規定による提出があった場合において、当該助成事業の中止が適当と認めるときは、民有緑地維持管理助成事業助成金交付決定取消通知書(第9号様式)により助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(助成金の額の確定及び交付)

第14条 市長は、第11条の規定による提出を受けたときは、その内容の審査及び必要

に応じ現地調査等を行い、当該助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、助成金額を確定し、当該助成事業者に補助金を交付するものとする。なお、助成事業者は、補助金の交付に当たって市長から指示があった場合はその指示に従うものとする。

2 市長は、第 12 条の規定による提出を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、交付申請書等の内容の変更を承認することが適当であり、当該助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、助成金額を確定し、民有緑地維持管理助成事業変更承認及び助成金額確定通知書（第 10 号様式）により通知して補助金を交付するものとし、不適当であると認めたときは、民有緑地維持管理助成事業変更不承認通知書（第 11 号様式）により、その旨を助成事業者に通知するものとする。なお、助成事業者は、助成金額の確定及び補助金の交付に当たって市長から指示があった場合はその指示に従うものとする。

3 前項の規定による提出があった場合において、交付申請書等の内容の変更により助成対象経費が増額した場合においても、助成金の額の増額は行わないものとする。

（取消）

第 15 条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付の決定又は助成金の額の確定の一部又は全部を取り消し、助成金の額を減じることができる。

（1） 虚偽その他不正な手段により助成金の交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。

（2） 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（3） 助成事業の対象となった民有緑地について、当該助成事業を行った年度内に当該助成事業者の責により、助成対象緑地の要件を満たさなくなったとき。

（4） 第 11 条及び第 12 条に規定する期日までに助成事業の完了及び報告がされないとき。

（5） 助成事業又は助成事業の対象となった民有緑地等について法令、条例又は規則に抵触することが判明したとき。

（6） その他市長が特に認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消をした場合は、民有緑地維持管理助成事業助成金交付内容取消通知書（第 12 号様式）により、助成事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定による取消により助成事業者に損害が生じた場合でも、市はその賠償の責を負わないものとする。

（助成金の返還）

第 16 条 市長は、前条第 1 項の規定による取消をした場合において、当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期日を定めて民有緑地維持管理助成

事業助成金返還請求書（第 13 号様式。以下「助成金返還請求書」という。）により、その返還を求めるものとする。

2 助成事業者は、前項の規定による助成金の返還の要求があった場合は、定められた期日までにその返還をしなければならない。

（財産処分の制限）

第 17 条 助成事業者は、助成事業を行った民有緑地を助成金の交付の目的に反して使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1） 当該民有緑地における助成事業の完了日の翌日から起算して 5 年が経過した場合

（2） 民有緑地の処分等に係る承認を受けた場合

2 市長は、助成事業者が前項の規定に反した場合は、第 15 条の規定により助成金の交付の決定又は助成金の額の確定の一部または全部を取り消し、助成金の額を減じることができる。

3 助成事業者は、助成事業を行った民有緑地を譲渡・交換・貸し付け・担保に供する場合、新たに所有者となった者、貸し付けの相手方、担保の債権者へ、本助成制度の目的と共に助成事業完了日を説明し、緑地保全に対する協力を求めるものとする。

（民有緑地の処分等に係る承認、報告）

第 18 条 助成金の交付を受けた民有緑地が、助成事業の完了日の翌日から起算して 5 年以内に別表に掲げる事由に該当することとなった場合、助成事業者は速やかに民有緑地維持管理助成事業助成対象財産処分承認申請書（第 14 号様式。以下「承認申請書」という。）により申請を行い、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、必要な審査を速やかに行い、民有緑地維持管理助成事業助成事業財産処分承認（不承認）通知書（第 15 号様式）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査において、承認申請書のほかに必要な書類の提出を求めることができる。

4 助成事業者は、承認申請書により申請した財産処分を終了した場合、速やかに市長に報告しなければならない。

（助成金の返還）

第 19 条 市長は、民有緑地の処分等に係る承認をしたときは、助成金返還請求書により、別表の助成金返還額欄に定めるとおり助成金の返還を請求することができる。

（関係書類の保存期間）

第 20 条 助成事業者は、第 11 条及び第 12 条の規定による助成事業の報告日の翌日から起算して 5 年が経過する日までは当該報告に係る助成事業の関係書類を保存し、市長から求めがあったときは、これを提示しなければならない。

（立入検査）

第 21 条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、その職員に助成事業者が事前届出書及び交付申請書において事業実施場所に指定した民有緑地の立入検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(普及啓発への協力)

第 22 条 助成事業者は、本事業の普及啓発のため、市長から写真提供等の要請があった場合は協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

事由		承認条件	助成金の返還額	備考
助成金等の交付の目的に反する使用	天災又は火災等自己の責に帰さない事由により、助成金の交付を受けた民有緑地の保全が困難になった場合	—	—	
	上記以外により、助成金の交付を受けた民有緑地の保全が困難になった場合	助成金の返還	保全が困難になった緑地の面積を助成金の交付を受けた緑地の面積で除して得た数に交付を受けた助成金の額を乗じた金額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）	
譲渡・貸付・交換・担保	助成金の交付を受けた民有緑地を譲渡、貸付若しくは交換する場合又は担保に供する場合	—	—	助成金の交付を受けた民有緑地について、将来にわたり緑地として保全すること。 関係書類の保存期間内は交付決定通知書に記載された条件を承継すること。
その他	上記以外の場合	助成金の返還	市長が別に定める金額	

第1号様式

第1号様式（第7条）

民有緑地維持管理助成事業 事前届出書

年 月 日

（届出先）鎌倉市長

届出者

住所	〒		
氏名	(フリガナ)		
	(法人の場合は、所在地、名称・代表者の役職名及び氏名)		
性別	(いずれかに○)	男	女
生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		
電話	()		

※ 法人の場合は、別紙「役員一覧」を併せてご提出ください。

次のとおり、届け出ます。

事業実施場所 (地名地番を全て記載)	鎌倉市
作業の目的 (鎌倉市森林の整備方針との整合)	☐ 防災型 ☐ ふれあい・利活用型 ☐ 景観・歴史的風土保全型 ☐ 環境保全型
作業内容	①伐採・剪定 樹木の伐採 約 本 樹木の剪定 約 本 竹の伐採 約 本 又は 約 平方メートル ②倒木・枯木（竹）の撤去処分 約 本 又は (竹)約 平方メートル
概算見積額	約 円
案内図及び作業対象場所の詳細図	別添の図面のとおり
防災工事の予定	☐ 急傾斜地法2条に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の防災工事の予定がある、又は工事の要請をしている土地でない
個人情報の取扱	☐ 課税地目、法令等に基づく許認可手続に関して個人情報を取得することについて同意します。 ☐ 助成金交付申請の審査において、市が鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月6日条例第11号）に基づき、当該条例第2条第4号に定める暴力団員等及び第5号に定める暴力団経営支配法人等に該当しないことを警察機関に照会することに同意します。

(以下は市にて使用する欄のため記入不要)

緑地指定等の種類 (該当するものすべてにチェック)	☐ 森林法第2条に規定する森林 ☐ 森林法第5条に規定する森林（ ☐ 伐採あり） ☐ 保安林（県の手続が必要） ☐ 歴史的風土保存区域 ☐ 歴史的風土特別保存地区 ☐ 風致地区 ☐ 近郊緑地保全区域 ☐ 近郊緑地特別保全地区 ☐ 特別緑地保全地区 ☐ 緑地保全推進地区	
緑の基本計画における 緑地指定等の方針	☐ 歴史的風土特別保存地区 候補地 ☐ 特別緑地保全地区 候補地 ☐ 都市計画公園・緑地 候補地 ☐ 保全配慮地区（ 地区）	
全額補助の対象地区の有無	☐ あり（ ☐ 全部 ☐ 一部(地名地番 鎌倉市)）	☐ なし
	☐ 歴史的風土保存区域 (☐ 長谷・極楽寺・佐助・御成地区、 ☐ 八幡宮・山ノ内・今泉地区、 ☐ 浄明寺・十二所・大町・材木座地区)	
	☐ 近郊緑地保全区域	☐ 特別緑地保全地区 (地区)
	☐ 緑地保全推進地区 (地区)	
備考		

第1号様式 別紙

第1号様式（第7条） 別紙

役員一覧

所在地

名称

役職	フリガナ 氏名	性別 (いずれかに○)	生年月日	住所
		男 ・ 女	明治 大正 昭和 平成 令和	
		男 ・ 女	年 月 日	
		男 ・ 女	明治 大正 昭和 平成 令和	
		男 ・ 女	年 月 日	
		男 ・ 女	明治 大正 昭和 平成 令和	
		男 ・ 女	年 月 日	
		男 ・ 女	明治 大正 昭和 平成 令和	
		男 ・ 女	年 月 日	
		男 ・ 女	明治 大正 昭和 平成 令和	
		男 ・ 女	年 月 日	
		男 ・ 女	明治 大正 昭和 平成 令和	
		男 ・ 女	年 月 日	
		男 ・ 女	明治 大正 昭和 平成 令和	
		男 ・ 女	年 月 日	

※ 欄が不足するときは、この用紙をコピーして使用することができます。

第2号様式（第7条）

[illegible]

第3号様式

第3号様式（第8条）

民有綠地維持管理助成事業 助成金交付申請書

年 月 日

(申請先) 鎌倉市長

申請者

住所	〒 _____
氏名	_____ (法人の場合は、名称・代表者の役職名及び氏名)
電話	()

次のとおり、申請します。

[illegible]

(以下は市にて使用する欄のため記入不要)

緑地指定等の種類	☐ 森林法第2条に規定する森林 次に該当する場合、法定の許可、届出等（☐ 実施済 ☐ 実施予定 月 日 ごろ） ☐ 森林法第5条に規定する森林（伐採のみ） ☐ 保安林（県の許可等） ☐ 歴史的風土保存区域 ☐ 歴史的風土特別保存地区 ☐ 風致地区 ☐ 近郊緑地保全区域 ☐ 近郊緑地特別保全地区 ☐ 特別緑地保全地区 ☐ 緑地保全推進地区
緑の基本計画における 緑地指定等の方針	☐ 歴史的風土特別保存地区 候補地 ☐ 特別緑地保全地区 候補地 ☐ 都市計画公園・緑地 候補地 ☐ 保全配慮地区（ 地区）

第4号様式

第4号様式（第9条）

鎌 第 号
年 月 日

民有緑地維持管理助成事業 助成金交付決定通知書

住 所
氏 名 様

（法人の場合は、名称・代表者の役職名及び氏名）

鎌倉市長 印

年 月 日に申請のありました民有緑地維持管理助成事業の助成金については、次の条件を付けて交付することに決定しましたので通知します。

事業実施場所（地名地番）	鎌倉市
交付予定金額	円 ※ 交付金額は、実績報告書提出の後、確定します。
交付の条件	本通知を受け取った年度内の2月10日までに、実績報告書を添付図書と共に提出すること。
留意事項	助成事業者は、本事業を実施することの社会的な責任を自覚し、当該助成事業等の実施に当たっては誠実に実施するとともに、法令等を遵守してください。 申請内容から変更が生じた場合、交付額が減額となる場合があります。 当該民有緑地における助成事業の完了日の翌日から起算して5年以内に、宅地の造成や防災工事を行うなど、制度の趣旨に反する行為があった場合は、助成金の返還を求めることになりますので、ご了承ください。 なお、本事業の実施に係る助成事業者等の法令等の遵守状況について確認するため、必要な報告を求めることがあります。また、求められたときは報告を行わなければなりません。

（備考）様式の下欄には、教示について記載することができる。

第5号様式

第5号様式（第9条）

鎌 第 号
年 月 日

民有緑地維持管理助成事業 助成金不交付決定通知書

住 所

氏 名 様

（法人の場合は、名称・代表者の役職名及び氏名）

鎌倉市長

印

年 月 日に申請のありました民有緑地維持管理助成事業の助成金については、次のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

事業実施場所（地名地番）	鎌倉市
理由	

（備考）様式の下欄には、教示について記載することができる。

第6号様式

第6号様式（第11条）

民有緑地維持管理助成事業 実績報告書

年 月 日

（報告先）鎌倉市長

報告者

住所	〒
氏名	（法人の場合は、名称・代表者の役職名及び氏名）
電話	（ ）

次のとおり事業を実施しましたので報告します。

事業実施場所（地名地番）		鎌倉市									
作業内容		申請のとおり									
事業総額（見積額）		円（別添領収書のとおり）									
交付決定額		円									
作業実施期間		年 月 日 ～ 年 月 日									
		☐収支決算書 ☐施工業者の領収書等支出を証する書類（写） ☐助成事業の完了を確認できる写真 ☐廃棄物の処理伝票（写） ☐その他市長が必要と認める図書（ ）									
振 込 先	金融機関名	銀行 信用金庫 労金						本店			
		信用組合 農協						支店			
	口座番号	☐ 普通	☐ 当座								
	口座名義（カタカナ）										

※ 振込先の口座名義は報告者氏名と同一としてください。

第7号様式

第7号様式（第12条）

民有緑地維持管理助成事業 変更承認申請書及び実績報告書

年 月 日

（申請先）鎌倉市長

申請者
報告者

住所	〒
氏名	（法人の場合は、名称・代表者の役職名及び氏名）
電話	（ ）

助成金交付の決定を受けた民有緑地維持管理助成事業を次のとおり変更し、事業を実施しましたので、関係図書を添えて申請及び報告します。

事業実施場所（地名地番）		①地域制緑地対象地） 鎌倉市	
		②地域制緑地対象地以外） 鎌倉市	
変更前	作業内容	①伐採・剪定 樹木の伐採 _____ 本 樹木の剪定 _____ 本 竹の伐採 _____ 本 又は _____ 平方メートル ②倒木・枯木（竹）の撤去処分 _____ 本 又は（竹） _____ 平方メートル	
	事業額合計	円（民有緑地維持管理助成事業助成金交付申請書に記載の金額）	
	交付決定額	円（民有緑地維持管理助成事業助成金交付決定通知書に記載の金額）	
変更後	作業内容	①伐採・剪定 樹木の伐採 _____ 本 樹木の剪定 _____ 本 竹の伐採 _____ 本 又は _____ 平方メートル ②倒木・枯木（竹）の撤去処分 _____ 本 又は（竹） _____ 平方メートル ※作業対象木を変更したものは、本数を削減したものとして取扱います。	
	事業額合計	①地域制緑地対象地	円（別添見積書のとおりに）
		②地域制緑地対象地以外	円（別添見積書のとおりに）
	交付申請額	円（1,000円未満は切捨て）	
変更理由			
作業実施期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
添付図書①（変更内容に関するもの）			
☐ 平面図（作業箇所、区域、内容及び説明を行う隣接住民の位置を明示したもの） ☐ 現地の写真（作業箇所及び周辺の様子がわかるもの） ☐ 作業見積書（写） ☐ その他市長が必要と認める図書（ ）			
添付図書②（実績報告に関するもの）			
☐ 収支決算書 ☐ 施工業者の領収書等支出を証する書類（写） ☐ 助成事業の完了を確認できる写真 ☐ 廃棄物の処理伝票（写） ☐ その他市長が必要と認める図書（ ）			
振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 労金 本店 信用組合 農協 支店	
	口座番号	☐ 普通 ☐ 当座	
	口座名義（カタカナ）		

※ 振込先の口座名義は申請者・報告者氏名と同一としてください。

第 8 号様式

第 8 号様式（第13条）

民有緑地維持管理助成事業 中止承認申請書

年 月 日

（申請先）鎌倉市長

申請者 住 所

氏 名
（法人の場合は、名称・代表者の役職名及び氏名）
電 話 （ ）

助成金交付の決定を受けた民有緑地維持管理助成事業を次のとおり中止したいので、申請します。

事業実施場所（地名地番）	鎌倉市
交付決定通知番号	年 月 日 鎌 第 号
中止理由	

第9号様式

第9号様式（第13条）

鎌 第 号
年 月 日

民有緑地維持管理助成事業 助成金交付決定取消通知書

住 所

氏 名 様

（法人の場合は、名称・代表者の役職名及び氏名）

鎌倉市長

印

年 月 日に申請のありました民有緑地維持管理助成事業の中止を承認し、助成金の交付の決定について取り消しましたので通知します。

事業実施場所（地名地番）	鎌倉市
交付決定通知番号	年 月 日 鎌 第 号

（備考）様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 10 号様式

第10号様式（第14条）

鎌 第 号
年 月 日

民有緑地維持管理助成事業 変更承認及び助成金額確定通知書

住 所

氏 名 様

（法人の場合は、名称・代表者の役職名及び氏名）

鎌倉市長

印

年 月 日に申請及び報告のありました民有緑地維持管理助成事業の変更を承認します。

事業実施場所（地名地番）	鎌倉市
当初交付決定通知番号	年 月 日 鎌 第 号
変更前交付予定金額	円
変更後交付確定金額	円
交付条件	

（備考）様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 11 号様式

第11号様式（第14条）

鎌 第 号
年 月 日

民有緑地維持管理助成事業 変更不承認通知書

住 所

氏 名 様

（法人の場合は、名称・代表者の役職名及び氏名）

鎌倉市長

印

年 月 日に申請及び報告のありました民有緑地維持管理助成事業の変更については、次のとおり承認しないことに決定しましたので通知します。

事業実施場所（地名地番）	鎌倉市
交付決定通知番号	年 月 日 鎌 第 号
理由	

（備考）様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 12 号様式

第12号様式（第15条）

鎌 第 号
年 月 日

民有緑地維持管理助成事業 助成金交付内容取消通知書

住 所

氏 名 様

（法人の場合は、名称・代表者の役職名及び氏名）

鎌倉市長

印

助成金の交付の決定を通知した民有緑地維持管理助成事業については、交付の決定を取り消しましたので通知します。

事業実施場所（地名地番）	鎌倉市
交付決定通知番号	年 月 日 鎌 第 号
取消内容	
取消理由	

（備考）様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 13 号様式

第13号様式（第16条）

鎌 第 号
年 月 日

民有緑地維持管理助成事業 助成金返還請求書

住 所

氏 名 様

（法人の場合は、名称・代表者の役職名及び氏名）

鎌倉市長

印

請求額 円

ただし、 年 月 日 鎌 第 号により 〔助成事業処分の決定 を通知した
取消

民有緑地維持管理助成事業に対する助成金返還分として請求します。

助成金返還の理由	
請求額	円
請求額の算出根拠及び内訳	
納付期日	年 月 日まで
返還方法	（添付の書類「納入通知書兼領収書」により行ってください。）
備考	

（備考）様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 14 号様式

第14号様式（第18条）

民有緑地維持管理助成事業 助成対象財産処分承認申請書

年 月 日

（申請先）鎌倉市長

申請者 住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者の役職名及び氏名）

電 話 （ ）

年度 民有緑地維持管理助成事業により維持管理を行った緑地について、下記のとおり処分したいので申請します。

1 処分の理由及び今後の利用方法等

（1） 処分を行う理由

（2） 今後の利用方法（処分区分）

※ 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

2 処分の対象緑地

（1） 事業実施主体

（2） 緑地の所在、数量

（3） 事業費、助成金額、助成率

（4） 最後に助成を受けた際の完了年月日

（5） 現況図面又は写真（添付）

3 処分予定年月日

4 その他参考資料

第 15 号様式

第15号様式（第18条）

鎌 第 号
年 月 日

民有緑地維持管理助成事業 助成事業財産処分承認（不承認）通知書

住 所

氏 名 様

（法人の場合は、名称・代表者の役職名及び氏名）

鎌倉市長

印

年 月 日に処分承認申請書の提出のあった財産の処分について、次のとおり承認（不承認）することに決定したので通知します。

承認（不承認）の内容

（備考）様式の下欄には、教示について記載することができる。